

補助金・税額控除 news



災害発生時の税務対応と被災地支援

令和 8 年に入り、全国各地で自然災害が相次いで発生しています。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。本号では、被災時に企業の資金繰りを守るための税務対応と、被災地支援を検討される方向けの制度をご紹介します。

【災害発生時】

I 災害損失や復旧費用の計上について

会社が被災すると、様々な損失が発生し、復旧のための費用が必要になります。

以下のものについては、経費として申告が可能ですので、計上がもれることのないように注意してください。

- ・商品在庫や店舗・事務所などの固定資産を滅失・損壊したことによる損失
- ・損壊した資産の取り壊し、除去のための費用
- ・土砂その他の障害物の撤去のための費用、被災資産の現状を回復するための費用

(修繕費か資本的支出か不明な場合、これらの費用の 30%相当を修繕費とする処理が認められます)

II 資産の評価額について

棚卸資産や固定資産が、災害による著しい損傷により、時価が帳簿価額を下回ることとなったときは、時価と帳簿価額の差額を評価損として計上することが認められます。例えば水害により、商品が水濡れし、通常の売価では販売できなくなった場合などに評価損として計上することが考えられます。

【被災地支援】

III 「代理寄付」によるふるさと納税

「代理」とは、被災していない自治体が被災自治体の代理でふるさと納税の寄付を受け付け、被災自治体へ寄付金を送付する仕組みです。返礼品がないため、ふるさと納税サイトへの手数料もなく寄付金全額が被災自治体へ届くことになります。

IV いつも使っているふるさと納税サイトからお手軽に被災地支援

寄付をする側からも、スマホで気軽に被災地支援ができるというのは大きなメリットです。被災地の HP から義援金の振込先を調べてお金を振り込むのは、ハードルが高いと感じる方が多いでしょう。使い慣れたふるさと納税サイトのページから寄付をすることができるのはとてもお手軽です。

V そもそもふるさと納税とは ⇒ 寄付を通じた税金の前払い、節税ではない

◆地方団体へ寄付(ふるさと納税)することで翌年納付する所得税、住民税が控除される(税金の前払) ◆控除限度額の範囲内で【寄付金額-2,000 円】が所得税・住民税から控除

◆寄付額の 3 割相当額以下の返礼品がもらえる地方団体が多い(通常のふるさと納税)

◆原則は確定申告が必要、ワンストップ特例を使えば確定申告不要

「ワンストップ特例」⇨確定申告が不要な給与所得者等が①寄付先が 5 か所以下、②翌年 1/10 までにすべての寄付先へ申請書を提出(原則必着)すれば、確定申告不要となる制度

VI 返礼品・控除限度額にこだわらず被災地支援を

毎年ふるさと納税をされている皆様は、サイトで控除上限額をシミュレーションし、返礼品を楽しみにご活用されていることと思います。今年は返礼品なしの寄付や、被災地支援も選択肢に入れてみてはいかがでしょうか。

今年は限度額だけにこだわらず支援の輪を広げていきたいと考えております。無理のない範囲で、優しさが届くことを心より願っております。

補助金・税額控除 news

広報費・開発費も対象！小規模事業者持続化補助金

本補助金は、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的として、小規模事業者が最賃改定をはじめとする各制度の改正に対応できるよう、販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。対象経費の範囲が幅広い点が特徴です。申請期間は 2026 年 11 月 5 日～12 月 15 日です。

I 対象となる事業者

常時使用する従業員数が以下の要件を満たす事業者が対象となります。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
製造業その他	20 人以下

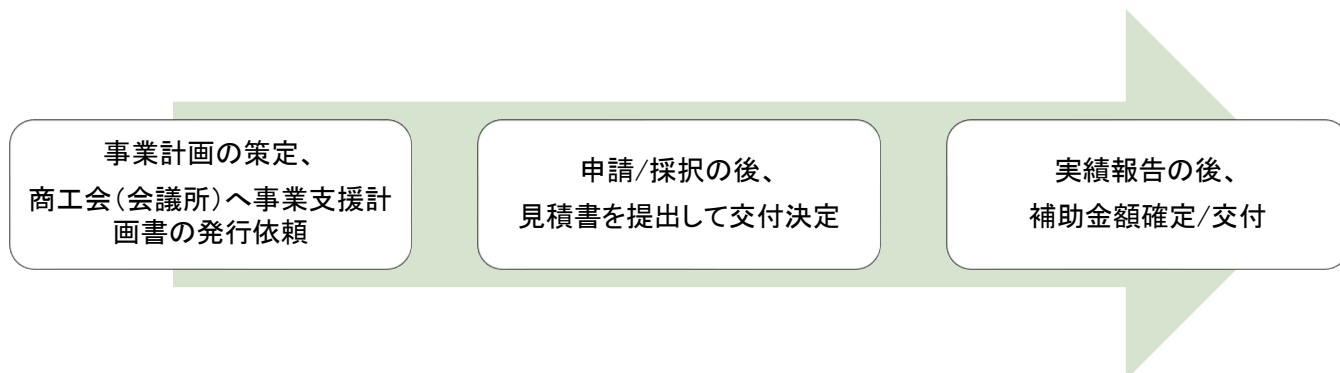
II 対象経費

機械装置等費、**広報費**、**ウェブサイト関連費**、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、**新商品開発費**、借料、委託・外注費

III 補助上限と補助率

補助上限	50 万円
補助上限の上乗せ要件	・免税事業者がインボイス発行事業者の登録をした場合 50 万円の上乗せ ・従業員 1 人あたりの給与支給総額を年平均 3%以上増加した場合 150 万円上乗せ ※上記両方を満たす場合は 200 万円上乗せ
補助率	2/3(賃金引上げ特例に申請する赤字事業者は 3/4、かつ「赤字賃上げ加点」として優先採択) ※赤字とは法人個人ともに課税所得 0 円以下

IV 申請から補助金交付までの流れ



参照：商工会地区小規模事業者持続化補助金事務局「公募要領（第 8 版）」2026 年 7 月 21 日

不動産担保ローンに関して

【はじめに】

中小企業の資金の調達手法としては日本政策金融公庫の利用、保証協会付融資、プロパー融資の選択肢が一般的に思い浮かぶのでは無いかと存じます。その中で最近、地方銀行～信用金庫で表題の「不動産担保ローン」の取扱いが増加傾向にあります。こちらは資金繰りに新たな選択肢が増える可能性がある商品です。不動産担保ローンは、新規物件購入や、既存借入の返済負担を劇的に軽減するなど、活躍場面も多くございます。今回は基本的な商品性や特徴をお話させていただきます。

【商品の特長】

① 商品の特長

不動産担保ローンとは、中小企業、個人事業主様含め所有する不動産（土地・建物・自宅・収益物件など）を担保として差し入れ、保証会社が担保設定の上、保証会社の保証付き融資を受ける商品です。申込は金融機関が窓口で保証会社と連携し審査を行い審査可決後は登記手続きも含め金融機関で契約手続きを行うケースが一般的です。担保不動産評価や財務状況も含め金利や期間が決められます。担保提供により借入金額増加・返済期間長期化・資金使途の柔軟性が強みの商品です。

② 担保提供により金額、期間の条件の有利化

不動産担保ローンでは一般的な融資審査の項目も見られますが、不動産の担保価値（担保評価額）が審査に大きく影響を与えます。業況が苦しいお客様でも期間長期化でキャッシュフロー改善から経営改善が見込める場合は、計画書策定等を条件に前向きに審査する場合もございます。金融機関や保証会社により異なりますが、一般的な融資枠より大きい金額の借入、期間は最長 30 年程度の対応を紹介している所もございます。金利は一般的な事業性融資より高い場合もあり、返済期間も不動産が絡む資金でない場合は希望期間に達しない場合もございます。

③ 資金使途の柔軟性・CF 改善も見込める借り換え（一本化）が可能

資金使途は新規不動産購入をはじめ、運転資金、設備資金、複数金融機関借入の一本化（肩代わり含む）資金、納税資金含め不動産担保ローンを活用し一本化できます。毎月返済額が大幅に見直され資金繰りにゆとりが生まれます。銀行の事業資金融資では資金使途が厳しく制限されますが、不動産担保ローンは商品の性質上、既存債務の整理までも幅広く柔軟に利用できます。宅地建物取引業者の不動産仕入資金も利用できる金融機関もございます。

④ その他特徴・諸費用・注意点

企業の財務状況や収益力や保証会社の担保評価の結果含め、減額回答や経営者保証・連帯保証の加入等条件が付されるケースや、個人事業主様や代表者様の最終完済時年齢の上限があるケースもあり注意が必要です。一般的な融資より登記設定に係る諸費用や金融機関・保証会社への手数料・保証料が発生します。保証審査も一般的な事業性融資と比較し時間がかかる場合もあります。売買や所有権移転が絡む為、タイムスケジュールや、条件など窓口の金融機関と密に連絡をとり確認しながら進める事を推奨致します。

【最後に】

今回は不動産担保ローンに関してお話しさせていただきました。一般的な融資商品と比較するとさまざまな特徴がございますが、資金繰りに対して課題があるお客様から新規で物件購入等を検討されているお客様にも今回ご説明した点も踏まえて、アドバイスの参考にして頂けると幸いです。

最低賃金の改定について

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均 1,176 円、上昇額 55 円の内容で答申をまとめました。政府は、遅くとも 2030 年代前半のできる限り早期に最低賃金の全国平均が 1,500 円になることを目指すと述べています。

(1) 2026 年は過去 2 番目の高水準となる「全国加重平均 1,176 円」へ

2026 年度の最低賃金は、「全国加重平均で前年度比 55 円増の時給 1,176 円」が目安とされました。引き上げ幅は前年の 63 円増から 6 年ぶりに縮小したものの、過去 2 番目の高水準です。地域格差の是正と地方の深刻な人手不足に対応するため、地方（56 円増）の目安が都市部（54 円増）を上回る設定となりました。

一方、政府が 2026 年 6 月に閣議決定した「骨太の方針」では、「全国平均 1,500 円」の達成時期が「遅くとも 2030 年代前半のできる限り早期」と明記され、従来の「2020 年代達成」から事実上先送りされました。

(2) 最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。

最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

(3) 最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

(4) 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を**除外したもの**が最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金
（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金
（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
（定額時間外手当等のみなし残業）
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

(5) 令和 8 年度最低賃金額改定目安（都道府県）

令和 8 年 7 月 28 日、中央最低賃金審議会にて、地域別の最低賃金額改定目安について、答申がまとめられました。

今後は、各地方最低賃金審議会でのこの答申を参考に、審議の上で答申し、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

都道府県 (一部抜粋)	令和 8 年 最低賃金 (答申)	引上げ額 (見込み)
東京	1,280 円	54 円
神奈川	1,279 円	54 円
千葉	1,194 円	54 円
栃木	1,124 円	56 円
宮城	1,094 円	56 円
鳥取	1,086 円	56 円

※2026 年 8 月 7 日現在 報道発表があった都道府県より抜粋

(6) 最低賃金額の確認方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額 (時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 $\div$ 1 日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給 $\div$ 1 箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が 1,280 円になると仮定
月平均所定労働日数 20 日、所定労働時間 8 時間

- ①基本給 200,000 円、②住宅手当 10,000 円
③家族手当 10,000 円 ④通勤手当 5,000 円

月給 225,000 円から最低賃金の対象とならない
③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は
210,000 円になります。

$210,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 1,312 \text{ 円} > 1,280 \text{ 円}$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。

お困りごとがございましたら、お気軽にご相談下さい。

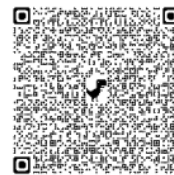


『地域でいちばん ピカピカなホテルのすごい仕組み』

どんなピンチも乗り越え、成長を続ける』

宝田 圭一(著)

あさ出版(2026年4月)



客室数四国一を誇るビジネスホテルグループ「川六」。ホテル再生の仕組みを紹介。

宿泊業に携わる方はもちろん、業種・業界を問わず、現状を打開するためのヒントが詰まっています。

【感想】

インバウンド需要で大手ホテルが成長する一方、地方の宿泊業では人手不足やコスト増が課題となっています。

本書の舞台となる川六は、四国一のビジネスホテルグループ。

事業課題を抱えるホテルの運営を引き受け、立地や派手な設備投資に頼らず、現場をよみがえらせて再生していく

「持たざる経営」を軸に、ホテル再生事業に取り組んでいます。

事業再生を支えるのが「川六モデル」です。「人の好循環」と「仕組みの好循環」という

2つの軸を持ち、従業員満足を高め、基本教育を徹底することで、

顧客満足と利益につなげ、その利益を人・環境・DX へと再投資していきます。

その中でも印象的なのが、「挨拶・掃除・電話」という一見当たり前のことを、徹底して仕組み化している点です。

こうした日々の基本の積み重ねが顧客満足を生み、結果として利益につながる。

この当たり前のことを『利益を生む仕組み』へと変えている点こそが、川六モデルの特徴です。

コロナ禍という危機に直面した際も、ただ耐えるのではなく、組織を強くする時間へと変えていきました。

「人手不足」「利益が出ない」「現場がうまく回らない」

——そんな悩みを抱える経営者の方にこそ、ぜひ読んでいただきたい一冊です。

【以下引用】

・私たちは最初の2週間を、スタッフにとって負荷のかかる期間としています。

密度濃く、接客とトレーニングを繰り返すため、その徹底ぶりに驚いたスタッフもいます。

・日々の改善を通じて、「変える」「試す」「やめる」という行動が当たり前になっていたからこそ DX のような大きな取り組みも、現場に無理なく受け入れられました。

・川六が旅館からビジネスホテルに事業転換したときから、私は「挨拶」「掃除」「電話」を

川六の経営方針に掲げました。この3つを選んだ理由は、「誰にでもできること」だからです。

「挨拶」「掃除」「電話」に、才能も、能力も、実力も、学力も必要ありません。

生成 AI や DX が急速に普及する時代だからこそ、本書が説く「従業員満足と顧客満足を高める経営」の価値は益々普及していくのではないのでしょうか。